

松尾君。拡大執行委員会は大分に責任がたが、大

会には執行委員会だけが責任を負ふ。

青柳君(京橋)。分会と分会との連絡はどのよう

ことか。

松尾君。支部委員会によつてやる。

加藤君(大崎)。……………

塩田君(北部)。動議を提出します。曾四

と十分と後委員会に附託したい。

塩田君(北部)。改正案では支部をなくする様

りか。

松尾君。今までの支部即ち組織単位とする

支部は取り去ったが、その代り支部委員会を設

けた。

星崎君(京橋)。入会者の調査とは如何。又

實際やつてゐるか。

松尾君。入会者の資格は相当調査しなければな

らぬ。そして大分に於て今までは支部でやつて来た。

西山君(京橋)。工場分会、予算委員会にするか。

松尾君。工場分会に予算委員会を積りて、預

は予算委員会に決定することにしよう。

北川君(大崎)。専門部の内、事業部、職

分は何か。

松尾君。経済部等に於ける事業部等を行

ふものである。

三沢君(目黒)。第八條に分会内規は別

に之を定むべしとある。此の關係は如何。

矛盾はせぬか。

松尾君。第十五條の分会内規は………は

日弁会内規の骨子口といふ意味である。本

部で別に定むる内規とは、骨子となる部分

だけと定むるのであつて、第八條にあるのは、分

会が出来たときには、これに依つて、夫々  
適應した具體的の内規を作つて承認  
を求めなければならぬと云ふ意味であ  
る。

杉本君(北部支部)。拡大執行委員会の

性質と任務とを利然と説明して世間大

い。

杉本君。………補足の

要がある場合、又は會費の臨時徴収の時

などには必ず聞くものであるが、其他必

要に応じて聞くものである。

吉沢君(北豊島)。第二十九條の大會の

内規とは如何なるものであるか。

松尾君。議事法その他大會の必要とな

各種事項を規定した細則のことである。

塩田君(北部)。支部委員会を作れば

これに依つて支部が出来ると云ふのはどう云

ふ訳か。

松尾君。組織単位は工場分会であるが組合

員がなく共本部の出張所としての支部は

出来るのである。規約をよく見ていたゞ

たい。塩田君は組織の単位としての支部を考

へられ居るが、今回の支部と云ふのは組織と

しての支部ではなく、機関としての支部である。

田口君(北豊島)。現在の規約にある補充部は

新規約に於ては如何になるか。従来は支部に

属せざるものは本部組織部の下に置いたが

今後はどうするか。同一地域に十名以上の場合

はどうするか。婦人部を専門部にしたりはど

う云ふ訳か。又宣傳部がないのは何故か。

松尾君。近くの地域分会に入つて世間小りだ

があるが、個人として本部に直接も出来る。